

太宰府市立水城小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

○いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

○「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

○「いじめの解消」は、3か月間はその行為が止んでいること、及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。また、解消状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童については引き続き注意深く見守っていく必要がある。

3 組織（いじめ防止のための組織）

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ対策委員会（特別委員会）及びいじめ・不登校防止委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

【いじめ対策委員会】… 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、
児童支援加配教員、養護教諭

【いじめ・不登校防止委員会】… いじめ対策委員のメンバーに各学年1名選出

※必要に応じて、SC、SSW、スクールカウンセラー、教育委員会及び関係機関の助言者等に出席を求める。

4 関係機関との連携

- 地域・家庭との連携を図る
 - ・学校運営協議会（年6回実施）
 - ・児童地区集会（年3回実施）
 - ・地区懇談会（年1回実施）
- 太宰府市人権センター（南ネットワーク）との連携
- こども短期大学との連携
- 太宰府市生徒指導連絡協議会との連携
- 市要保護児童対策協議会との連携
- 市子育て支援課、福岡児童相談所、筑紫野警察署少年課等との連携
- 外部講師を招いての校内研修を計画的に行う。

5 いじめの防止、いじめの早期発見・いじめの対処の取組

（1）いじめの防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- ①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（交流の場の設定）
 - ・授業評価アンケートの実施
- ②学習規律の徹底・・・「とびうめルール」の徹底
 - ・心がまえ（一緒に学ぶ仲間を大切に）
 - ・聞き方（話し手の話に反応）
 - ・話し方（聞き手に伝わるように最後まではっきりと）
 - ・姿勢（背筋を伸ばし、足の裏を地面に）
 - ・準備（チャイムが鳴る前に、次の時間の準備）
- ③学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- ④社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ⑤児童会活動の充実
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実
- ⑥人権学習、道徳教育の推進・・・「主題研究との関連」
 - ・人権・同和教育実践集「ともに学ぶ・ともに育つ」の作成及び活用
 - ・「人権を高める学習」の検討、実施及びカリキュラムの再編成

(2) いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。

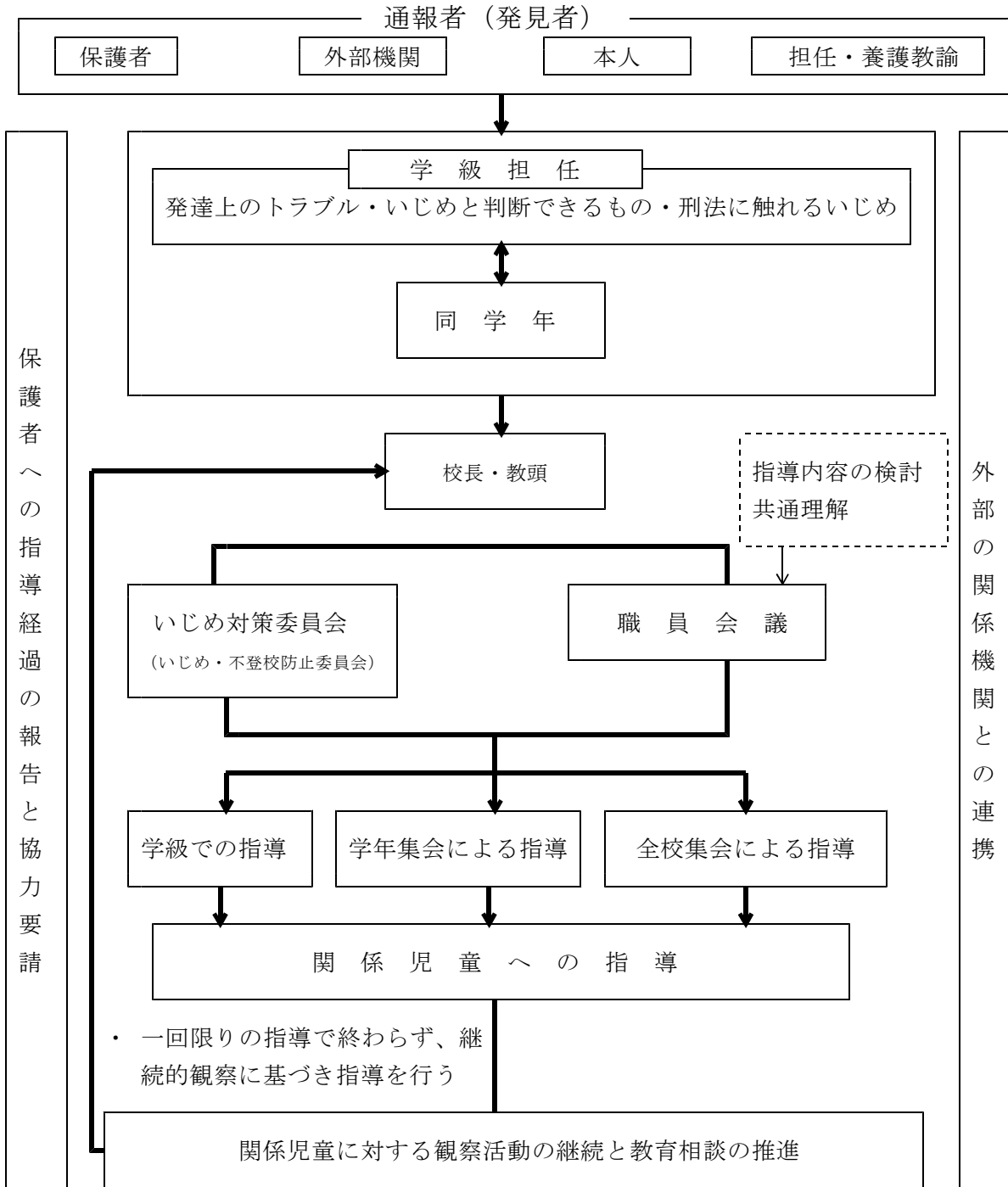
- ①朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- ②「親と子の相談室」の実施 ※相談員…こども短期大学（中村 季恵先生）
 - ・隔週月曜日の昼休み
- ③アンケート及び個人面談の実施
 - ・学校生活アンケートの実施（簡易版）（毎月）
 - ・いじめに特化した無記名アンケートの実施（6月・10月・2月）
- ④S R Tによる学級生活状況調査
 - ・年間2回実施（7月、12月に実施）

(3) いじめの対処の取組

いじめの対処については、正確かつ敏速な対応が大切である。そのために、まず、いじめられた児童への心配や不安を取り除くと共に、情報収集と事実確認に努め、他機関との連携を図りながら、組織的かつ計画的な対応を実践していく。

- ①正確な実態把握
 - ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
 - ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
 - ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- ②指導体制、方針決定
 - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
- ③子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者との連携
 - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- ⑤いじめ発生後の対応
 - ・継続的に指導・支援を行う。
 - ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

【校内報告・対応マニュアル】



6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

〈事例〉 ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期

間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

○保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③事案に関する事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

《年間指導計画》

生徒指導年間計画・規範意識育成学習計画			
月	実践目標	具体的な方策	規範意識育成学習
4	基本的な生活習慣の確立	・学習・生活のきまりの確認 ・全家庭への協力依頼のプリント配付	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止 「メールと会話の違いを考えよう」
5	学年・学級の基礎づくり	・あいさつ・時刻・友だちとの遊びなどからの課題の確認と解決する取組	・占有離脱物横領防止「放置自転車の散り扱いについて」
6	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止 「メディアによる情報の違いを比べよう」
7	学習・生活の振り返り	・学習や生活の自己目標の振り返りと評価	・万引き防止「誘いを断ろう」 ・占有離脱物横領防止「楽しい夏休み」
9	学習・生活の充実	・学習や生活のきまりの再確認と自己目標の設定	・万引き防止「人々の仕事とわたしたちのくらし」
10	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	
11	人間関係づくりの充実	・学級活動・帰りの会を関連させ、友だちのよさを出し合う場の設定	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止 「出来事を伝える手紙を書こう」
12	学習・生活の深化	・学習や生活の自己目標の振り返りと相互評価	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止 「インターネットのルールとマナー」
1	目標設定	・学習や生活の自己目標を設定し、具体的な取組の確認	
2	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	・薬物乱用防止「たばこと健康の関わりについて」
3	まとめと次年度への意欲づけ	・学習や生活の自己目標の振り返りと評価	・薬物乱用防止「喫煙を進められた時の断り方について」